

長崎市 心身障害者福祉医療費の助成について

心身障害者福祉医療費とは？

●重度、中度の心身障害をお持ちの方の医療費(健康保険診療分)の自己負担額の一部を助成する制度です。

助成の対象となる医療費は？

- 健康保険診療による医療費及び薬局での自己負担額
- 健康保険診療による訪問看護の基本利用料(介護保険での一部負担金は対象外)
- 健康保険により購入の治療用装具(コルセット等)の自己負担金

【助成の対象外】

- 健康保険の適用とならないもの(文書料、選定医療費、健康診断、予防接種の費用など)
- 自己負担額が発生しない場合(例:交通事故での自賠責保険対応や勤務先での労働災害など)

助成方法は？

助成方法	お持ちの障害者手帳の種類	等 級
現物給付	身 体 障 害 者 手 帳	1・2級
	療 育 手 帳	A1・A2
	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1級(通院治療のみ)

助成される医療費等について

健康保険医療機関ごと、自己負担額(1日につき800円、月額上限1,600円)を差し引いた金額を助成します。なお、保険薬局での自己負担分は全額助成します。
いずれも高額療養費や附加給付などがある場合は、その額を差し引きます。

<現物給付が受けられる医療機関等>

長崎市内の医療機関等(医科、歯科、薬局、一部の訪問看護)

※現物給付ができない場合もあります。受診される際には直接医療機関等にお尋ねください。

現物給付ができない場合は償還払いによる助成となるため、医療機関等の領収書が必要です。

医療機関等での支払及び福祉医療費の手続きについて

福祉医療費受給者証を医療機関の窓口で提示し、自己負担金額(1日につき800円、月額上限1,600円)をお支払いください。なお、長崎市への福祉医療費の支給申請は不要です。

次に該当する場合は現物給付の対象となりません。償還払いによる助成となります。

- ①長崎市以外の医療機関等での受診分
- ②はり、灸、マッサージ、整骨院の施術、一部の訪問看護、治療用装具の購入代金など
- ③新規で受給資格を取得したとき(手帳交付日から受給者証交付までの受診分)
- ④長崎県外の国民健康保険、後期高齢者医療保険及び一部(※)の共済組合の保険証をお持ちの方
(※地方職員共済組合長崎県支部など)

償還払いの申請方法については、裏面の「償還払いの申請手続きについて」をご覧ください。

助成方法	お持ちの障害者手帳の種類	等 級
償還払い	身 体 障 害 者 手 帳	3級
	療 育 手 帳	B1

助成される医療費等について

健康保険医療機関ごと、自己負担額(1日につき800円、月額上限1,600円)を差し引いた金額の2分の1の額を助成します。なお、保険薬局での自己負担分は2分の1の額を助成します。
いずれも高額療養費や附加給付などがある場合は、その額を差し引きます。

【例:病院の場合】

病院をひと月に2回受診し、1か月の健康保険診療の一部負担額の合計が10,000円の場合

【助成額】 $(10,000円 - 1,600円) \div 2 = 4,200円$

【例:薬局の場合】

薬局の1か月の健康保険診療の一部負担額が10,000円の場合

【助成額】 $10,000円 \div 2 = 5,000円$

医療機関等での支払及び福祉医療費の手続きについて

医療機関等の窓口では、健康保険診療の一部負担額を支払い領収書を受け取り保管してください。

翌月以降に償還払いの申請をしてください。

償還払いの申請方法については、裏面の「償還払いの申請手続きについて」をご覧ください。

■■■■ 償還払いの申請手続きについて ■■■■

支給申請書は医療機関等を受診した日の翌月以降に提出してください。

支給申請書受付の締め切りは毎月20日(休業日の場合はその前の営業日)です。

※12月は、受付の締め切りを15日に変更します。(15日が休業日の場合はその前の営業日)

<福祉医療費支給申請書提出時の注意点>

○申請書は受診年月の1か月分をまとめて提出してください。(1か月の総額で助成額が決まるため。)

○受診年月、病院、薬局ごとにそれぞれ1枚ずつ申請書を提出してください。

(同じ受診年月の病院でも入院と通院がある場合は、それぞれ1枚ずつ申請書を提出してください。)

<領収書提出時のお願い>

○事務処理の都合上、領収書は申請書にのり付けせず、ホッチキスやクリップでとめてください。

①福祉医療費支給申請書の提出先について

福祉医療費支給申請書に必要な事項をご記入のうえ、次の(ア)又は(イ)と併せて、お近くの地域センター(本庁の場合は1階11番窓口)へご提出ください。

(福祉医療費支給申請書はお近くの地域センターでお受け取りください。)

(ア)申請書の「診療報酬証明欄」に受診した医療機関等からの証明(1か月分)を受けたもの

(イ)1か月分の全ての領収書原本 **※ご提出いただいた領収書原本はお返しできません。**

※郵送による申請の場合は、上記の必要書類を下記提出先までお送りください。

②助成額の振込日について

毎月15日(休業日の場合はその前の営業日)です。

～よくある質問～

質問	回答
振り込まれた額が想定していた額と違っている。	領収書に健康保険診療外の金額が含まれている場合や健康保険の高額療養費制度または附加給付の対象となっている場合が考えられます。
20日までに申請書を提出したが、翌月15日に入金がない。	高額療養費や保険点数等の確認で、他の審査機関等で確認が必要となる場合があります。その場合は振込が2か月から3か月程度遅れる場合があります。
申請書提出後に他の手続きで領収書原本が必要となったため、返却してほしい。	ご提出いただいた 領収書原本はお返しできません。 福祉医療費支給申請以外に領収書原本が必要な場合は、地域センターで申請の際に原本が必要な旨をお伝えください。その際は窓口職員が原本を確認し、コピーして原本を返却いたします。
申請時の届出事項に変更等が発生した場合は手続きが必要か？	お近くの地域センターで変更等手続きが必要です。 ・氏名、住所、加入している健康保険、振込先銀行口座等に変更があった場合 ・市外転出、生活保護受給、死亡、障害者手帳の等級変更や返還などの場合
福祉医療費受給者証を紛失、破損等したときの再交付について	お近くの地域センターで再交付の手続きができます。 その際はお持ちの障害者手帳をご持参ください。
現在、受給資格が却下・停止になっているが、前年度の所得が基準内になったので再申請したい。	お持ちの障害者手帳、加入している健康保険の内容がわかるもの、振込先銀行口座の内容がわかるものをご準備頂き、お近くの地域センターで再申請の手続きをお願いします。
福祉医療費受給者証の有効期限が近いが更新手続き等が必要か？	毎年自動で更新され有効期限までに新しい受給者証を郵送します。 ※別途、手続きが必要な方には個別にご案内いたします。 なお、心身障害者福祉医療費制度には所得制限があり、世帯の所得状況を、更新時(年に1回)に審査します。その結果、受給資格が停止になる場合もあります。

65歳以上74歳以下で一定の障害がある方は、後期高齢者医療制度に早期加入できる場合があります。
長崎市後期高齢者医療室(電話:095-829-1139)へお尋ねください。

郵送による提出先
電話問い合わせ先

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市障害福祉課 福祉医療費担当
(電話:095-829-1141)